

第19回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日 時：令和6年7月22日（月）14時00分～16時00分

場 所：名古屋合同庁舎第1号館 中部運輸局11階運輸大会議室

次 第

開会挨拶（愛知労働局労働基準部長）

議 事

1. 取組報告について（資料1-1～1-3）
2. 物流革新に向けた政策パッケージの最近の動き（資料2）
3. 令和6年度の活動（案）について（資料3）
4. その他

閉会挨拶（中部運輸局自動車交通部長）

資料 1-1	取組報告について
資料 1-2	愛知労働局の取組について
資料 1-3	令和5年度就職面談会のアンケート結果について
資料 2	物流革新に向けた政策パッケージの最近の動き
資料 3	令和6年度の活動（案）について
参考資料 1	愛知県トラック協会による就職面談会
参考資料 2	NAGOYA DX・生産性向上アワード2024

愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

- 杉浦 礼子 名古屋学院大学経営学部データ経営学科 教授
- 白木 隆光 愛知県商工会議所連合会（名古屋商工会議所）企画部長
- 伊勢木 俊勲 （一社）中部経済連合会 産業基盤強化推進部長
- 須山 泰木 （公社）日本ロジスティクスシステム協会 事務局長
- 石崎 雅士 トヨタ自動車(株) 物流管理部 担当部長
- 福山 衛 愛知県冷蔵倉庫協会 会長 福山冷蔵(株)代表取締役社長
- 大井 敦生 全日本運輸産業労働組合愛知県連合会 副執行委員長
- 谷藤 賢治 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 書記長
- 鷹見 正彦 （一社）愛知県トラック協会 副会長 中京陸運(株) 代表取締役会長
- 高山 智司 高山運輸(株) 代表取締役
- 細江 良枝 桜運輸(株) 代表取締役
- 成瀬 嗣郎 富士サービス(株) 代表取締役
- 柳原 和男 中部経済産業局 産業部長
- 小林 洋子 愛知労働局長
- 中村 広樹 中部運輸局長
- 古橋 靖弘 愛知運輸支局長

第19回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

出席者名簿

(敬称略)

組 織 名	役 職	委員名	代理出席者 役職	出席者名
名古屋学院大学	経営学部 教授	杉浦 礼子		
愛知県商工会議所連合会	企画部長	白木 隆光	企画部 インフラ・ 国際ユニット 次長	木本 和紀
(一社)中部経済連合会	産業基盤強化推進部長	伊勢木 俊勲		
(公社)日本ロジスティクス システム協会		須山 泰木	欠席	
トヨタ自動車(株)	物流管理部 担当部長	石崎 雅士		
愛知県冷蔵倉庫協会	会長	福山 衛		
全日本運輸産業労働組合 愛知県連合会		大井 敦生	欠席	
全日本建設交運一般労働 組合愛知県本部	書記長	谷藤 賢治		
(一社)愛知県トラック協会	副会長	鷹見 正彦		
高山運輸(株)	代表取締役	高山 智司	欠席	
桜運輸(株)	代表取締役	細江 良枝		
富士サービス(株)	代表取締役	成瀬 嗣郎		
中部経済産業局	産業部長	柳原 和男	産業部流通・サービ ス産業課長	藤井 隆史
愛知労働局	局長	小林 洋子	労働基準部長	高橋 嘉寿満
中部運輸局	局長	中村 広樹	自動車交通部長	野田 敏幸
愛知運輸支局	支局長	古橋 靖弘		
(オブザーバ)				
東海農政局	経営・事業支援部食品企業課長	五十嵐 晃	欠席	

- 実運送事業者に正当な対価が支払われるよう、令和6年3月22日に「標準的運賃」等の見直し、「標準貨物自動車運送約款」の一部改正がされたことから実運送事業者へ周知説明会を実施
- また、公正取引委員会中部事務局を招いて「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等について」を説明

1. 趣旨

令和6年3月22日に告示された「標準的運賃」等の見直しによる運賃届出は、手続き簡素化の観点から令和2年4月24日告示の旧標準的な運賃の届出を行っている事業者はみなし規定により届出なく適用され、新運賃が適用できる認識がないままになることや、「標準貨物自動車運送約款」も認可手続きなくみなし規定により適用されるため、その内容について実運送事業者へ周知するために説明会を実施

2. 説明会概要

実施日時 令和6年5月27日（月）14:00~15:30

実施形式 対面、WEB併用
(会場：中部トラック総合研修センター)

参加者数 189名（対面54名、WEB135名）

説明内容

- ・ 標準的な運賃、標準貨物自動車運送約款の一部改正等について
- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等について



標準的な運賃及び標準運送約款
告示改正等に係る周知説明会
令和6年3月22日告示（令和6年6月1日施行）

公正取引委員会が
荷主交渉に使える材料を
示したって聞いたけど、
そんなのあった？

約款の認可申請は
必要なの？
揭示方法変わったの？

ラート...

運賃の届出は必要なの？
何が変わったの？

開催日時 令和6年5月27日（月）14時00分~15時30分

講師 委知運輸安局 担当官
公正取引委員会 担当官

開催場所 ① 中部トラック総合研修センター
② オンライン（WEB配信）

参加方法 受付HPよりお申し込みください。

- ◆ トラックGメン業務における情報収集の一環として、トラック事業者が集まる会議等に出向き聞き取り調査（プッシュ型情報収集）を実施。

具体的な取り組み

➤ 取組①

実施日時：令和6年5月15日（水）13：30～14：00

対象者：日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
東海・北陸地域 幹事（JL連合会）

実施概要：JL連合会の地域本部に開催された幹事会の開催日にトラックGメンの活動について周知、及び幹事会社各社と意見交換会を実施

➤ 取組②

実施日時：令和6年5月27日（月）15：30～16：00

対象者：実運送事業者

実施概要：標準的運賃・約款の改正説明会後にトラックGメン相談ブースを設置し情報収集

➤ 取組③

実施日時：令和6年6月13日（木）15：30～17：00

対象者：愛知県トラック協会女性部会 会員

実施概要：愛知県トラック協会女性部会総会の開催日にトラックGメンの活動について周知、及びトラックGメン相談ブースを設置し情報収集



愛知労働局の取組について

令和6年7月22日(月)

第19回愛知県トラック輸送における
取引環境・労働時間改善地方協議会

愛知労働局労働基準部 監督課

改正改善基準告示等の周知・遵守等に対する取組

◆ 令和6年4月施行の改正改善基準告示について、時間外・休日労働の上限規制と併せて、あらゆる機会を活用して周知を図り、労使の自主的な取組を促進する。

1. 労働時間相談・支援班による説明会の開催

各労働基準監督署に配置された労働時間相談・支援班による説明会を開催し、トラック事業者に対する周知を行う。

【説明会実績（令和5年度）】

名古屋地域	尾張地域	西三河地域	東三河地域
50	43	31	9

2. 労働時間管理適正化指導員による支援

労働局及び各労働基準監督署に配置された労働時間管理適正化指導員が、管内の事業場を巡回し、法令や改善基準告示の周知、労働時間の削減に向けた助言等を行う。

3. リーフレット、学習用テキスト、ポータルサイトの作成・運営

事業者や荷主等の発注担当者、一般の方向けに、改善基準告示や上限規制の内容、トラック運転者の長時間労働の改善に向けた取組などをわかりやすく伝えるための関連資料を作成。
➡別添1、2、3参照

4. 中部運輸局との相互通報制度の運用

改善基準告示の遵守に向けて、各労働基準監督署による監督の結果、改善基準告示や関係法令に関する重大な違反の疑いがある事業場については、中部運輸局に対して通報を行う。

【通報件数】

	令和4年	令和5年	令和6年（1～6月）
行った件数	20	25	
受けた件数	35	41	



リーフレット等
掲載ページ
↓



※令和6年は速報値

発着荷主等に対する取組①

- ◆改善基準告示の改正に伴い、令和4年12月、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始。

1. 荷主対策特別チームの設置

都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより「荷主対策特別チーム」を編成。

2. 発着荷主等に対する要請

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック事業者がこれを遵守できるよう協力することなどを要請。

3. 長時間の荷待ちなどの改善等に向けた支援

労働時間管理適正化指導員等が、発着荷主等が荷待ち時間の削減等に積極的に取り組めるよう、好事例の紹介等のアドバイスを行う。

【支援の成果】

- 荷主と運送事業者で、効率化のため配送コースの見直しの検討を行った。
- 荷主と運送事業者でドライバーの労働時間の実績を共有している。

4. 長時間の荷待ちに関する情報の収集

厚生労働省ホームページの「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を基に労働基準監督署が発着荷主等に要請を実施するとともに、必要に応じて、国土交通省に対し情報提供を行う。

【発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組（愛知労働局）】

	令和5年4月～令和6年3月
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	54
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	591

発着荷主等に対する取組②

4 局長による合同要請を実施

令和6年3月25日、愛知労働局長、中部運輸局長、中部経済産業局長、東海農政局長の四者で、(社)中部経済連合会 会長に対し、長時間の恒常的な荷待ち・荷役時間の削減等に関する合同要請を実施。



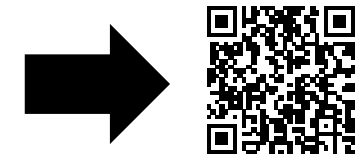
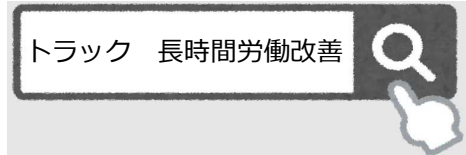
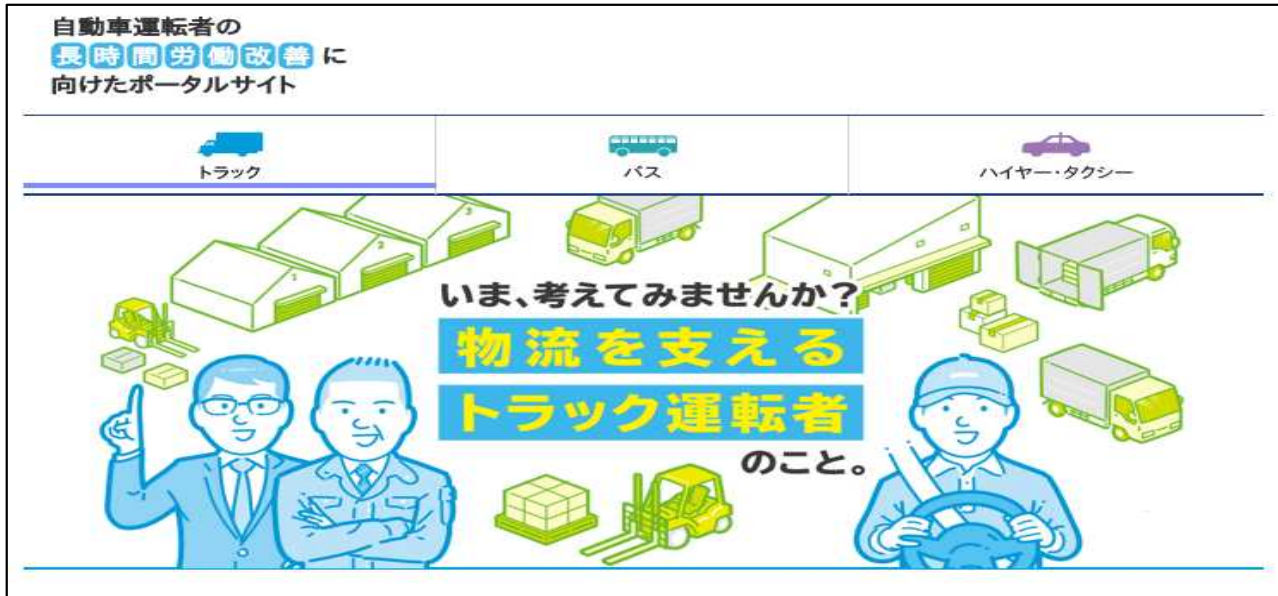
【主な要請項目】

- ◆ 事業者の努力だけでは見直すことが困難である、長時間の恒常的な荷待ち・荷役時間の削減、商慣行の見直し
- ◆ 必要なコストを反映した適正な運賃・料金の收受のための協議への対応
- ◆ 「標準的な運賃」「標準運送約款」に基づく正当な対価が支払われるように取り組むこと
- ◆ 改正法に基づく物流統括管理者の選任などに取り組むこと
- ◆ 共同輸配送やモーダルシフトの導入

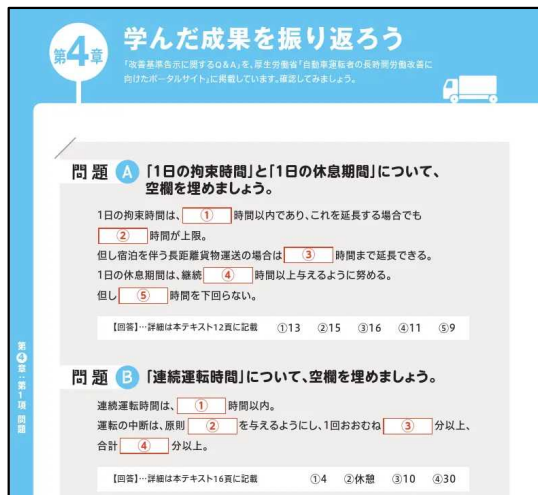
詳しくはこちら➡



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



改善基準告示の解説や学習用テキスト・学習用動画（You Tube）、企業における実際の改善事例の紹介、簡単な質問に答えるだけで長時間労働を招いている可能性のある問題点がわかる簡単自己診断ツールなど、トラック事業者だけでなく、荷主や国民の方向けのコンテンツも含め、運転者の長時間労働の改善に向けた様々なツールや情報が掲載されています。



← 学習用テキストには、理解度を確かめる確認問題が付いています。また、解説動画もあります。

簡単自己診断ツールには、荷主用もあります。➡



特設サイト「はたらきかたススメ」

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために 建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト
はたらきかたススメ

文字サイズの変更 標準 大 特大

トップ 国民の皆様へ 業界別の取り組み 動画コンテンツ 取り組み事例 SNS



くらし、
はたらき、
ともに
ススメ!

2024年4月から
建設業、
トラック・バス・
タクシードライバー、
医師の、
時間外労働の
上限規制が
適用されます。

働き方改革
コンダクター
小芝風花

2024年4月から

令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が開始された「建設業」「トラック・バス・タクシードライバー」「医師」について、業界別の取組や、上限規制について国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。

➡別添4参照



はたらきかたススメ



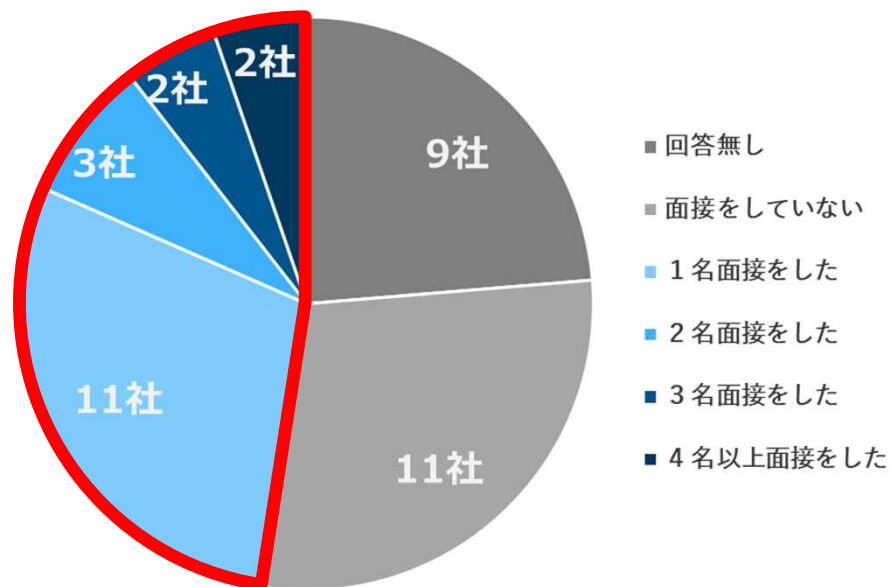
その他の取組

1	関係行政機関の担当部長をメンバーとした「物流革新に向けた政策パッケージ」中部ブロック推進会議を設置し、情報共有・意見交換等を実施。
2	愛知県トラック協会の支部ごとの管轄監督署・ハローワークの連絡先を記載した「連絡体制名簿」を作成。
3	働き方改革推進支援センターと連携し、働き方改革推進支援助成金や業務改善助成金などの支援メニューを周知。

第1回（令和5年7月15日開催分） 出展企業38社中、29社の集計結果

Q1

就職面談会の来場者に対し、後日採用面接を行いましたか



詳細

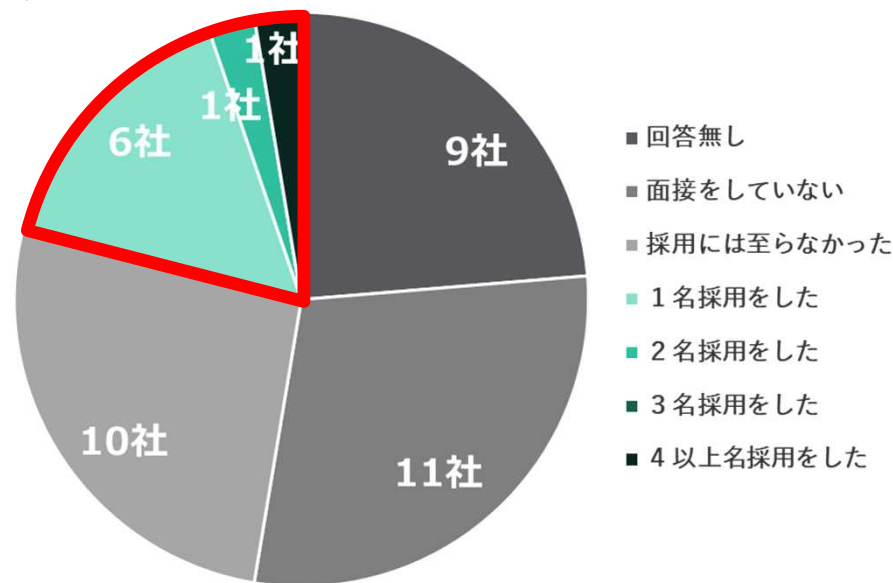
- ・ 18事業者にて、計31名以上の面接を実施。
- ・ 来場者225名対し、約14%の求職者が面接に至った。
- ・ 38事業者の内、約47%の事業者が面接を実施した。

その他

- ・ 不採用となった求職者を関連会社へ斡旋し、採用に至った。
- ・ 名古屋近郊からの来場者が過半数だった為、東三河での同時開催も検討して頂きたい。

Q2

Q1で「面接をした」とお答えになった事業者様は、面接の結果採用に至りましたか



詳細

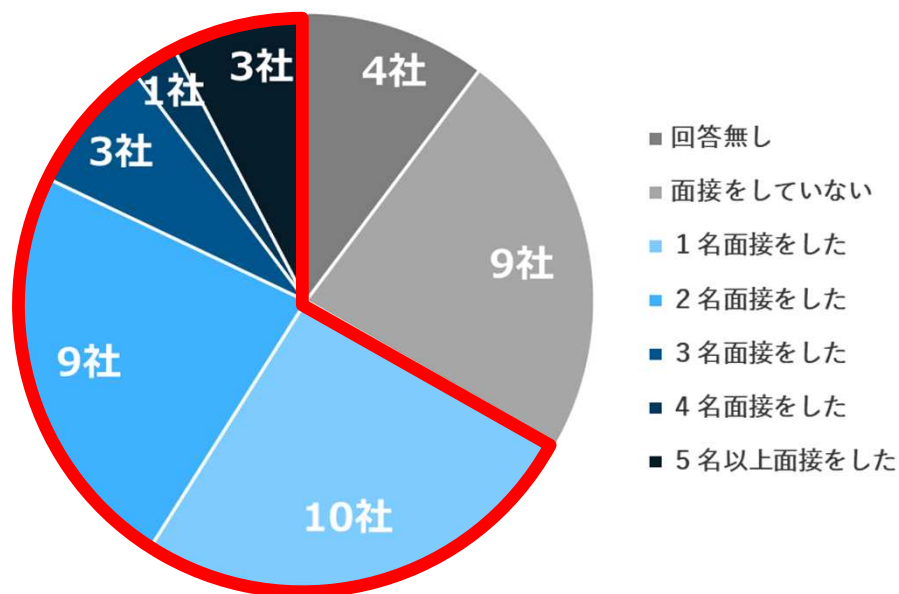
- ・ 8事業者にて、計12名以上を採用。
- ・ 来場者225名に対し、約6%の求職者が採用に至った。
- ・ 38事業者の内、約21%の事業者が人材確保に至った。

令和5年度 就職面談会 出展企業アンケート結果について

第2回（令和6年3月3日 開催分） 出展企業39社中、35社の集計結果

Q1

就職面談会の来場者に対し、後日採用面接を行いましたか



詳細

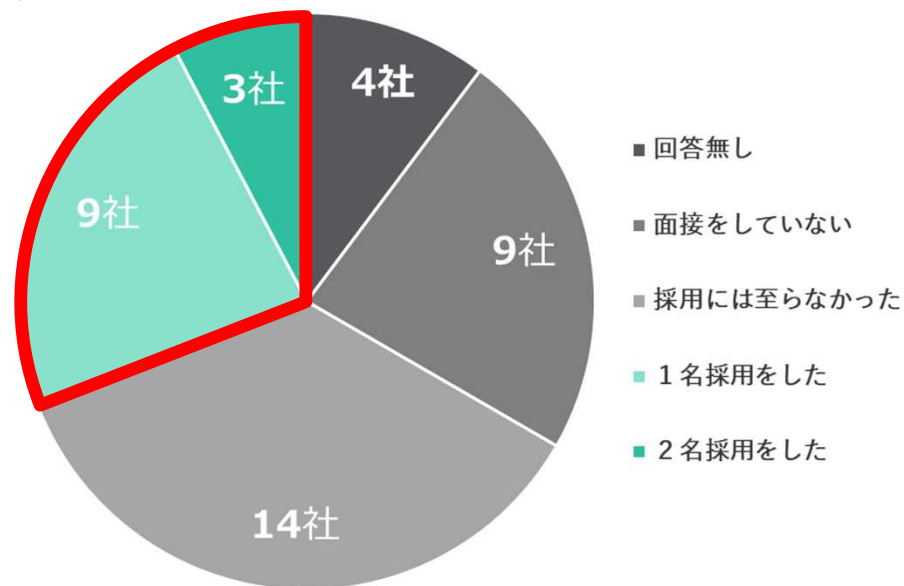
- ・ 26事業者にて、計56名以上の面接を実施。
- ・ 来場者220名対し、約25%の求職者が面接に至った。
- ・ 39事業者の内、約66%の事業者が面接を実施した。

その他

- ・ 面接予定者（3名）に対し会社見学・職場見学を実施した。
- ・ 採用面接は行わなかったが、面接した2名の他に、電話で2名の面接希望があった。採用枠が無くなっていたので、お断りした。

Q2

Q1で「面接をした」とお答えになった事業者様は、面接の結果採用に至りましたか



詳細

- ・ 12事業者にて、計14名を採用。
- ・ 来場者220名に対し、約6%の求職者が採用に至った。
- ・ 39事業者の内、約30%の事業者が人材確保に至った。

物流革新に向けた政策パッケージの 最近の動き

令和6年7月22日
中部運輸局 愛知運輸支局

物流革新に向けた政策パッケージ等の策定

- 2023年 3月** 「我が国の物流の革新に関する**関係閣僚会議**」を設置
- 6月** 関係閣僚会議において「**物流革新に向けた政策パッケージ**」を策定
- 9月** 岸田総理と中小トラック事業者等との「**車座対話**」を実施
- 10月** 関係閣僚会議において「**物流革新緊急パッケージ**」を策定
(6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化)
- 11月** 政府において**総合経済対策・補正予算案**を決定
- 2024年 2月** 政府において**物流法案**の閣議決定、国会提出
関係閣僚会議において「**2030年度に向けた政府の中長期計画**」を策定
「**物流革新・賃上げに関する意見交換会**」を開催
- 5月** **改正物流法** 公布



我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議
(2023.3.31)



岸田総理と中小トラック事業者等との車座対話
(2023.9.28)



物流革新・賃上げに関する意見交換会
(2024.2.16)

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性。
- **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、**（1）商慣行の見直し、（2）物流の効率化、（3）荷主・消費者の行動変容**について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。
➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化^(※)**も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

（1）商慣行の見直し

- ① **荷主・物流事業者間**における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入^(※)
- ② **納品期限**（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入^(※)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃收受・価格転嫁円滑化**等の取組み^(※)
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底

（2）物流の効率化

- ① 即効性のある**設備投資**の促進（パース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路の**トラック速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進^(※)
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化^(※)
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

（3）荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入^(※)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

2. 施策の効果（2024年度分）

	（施策なし）	（施策あり）	（効果）
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間×達成率3割	: 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% ×達成率2割	: 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	: 3.0ポイント
			合計：14.3ポイント

2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

3. 当面の進め方

2024年初

- ・ **通常国会での法制化**も含めた規制的措置の具体化

2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「**標準運送約款**」「**標準的な運賃**」の改正等
- ・ **再配達率「半減」**に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表

速やかに実施

- ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした**ガイドライン**の作成・公表等

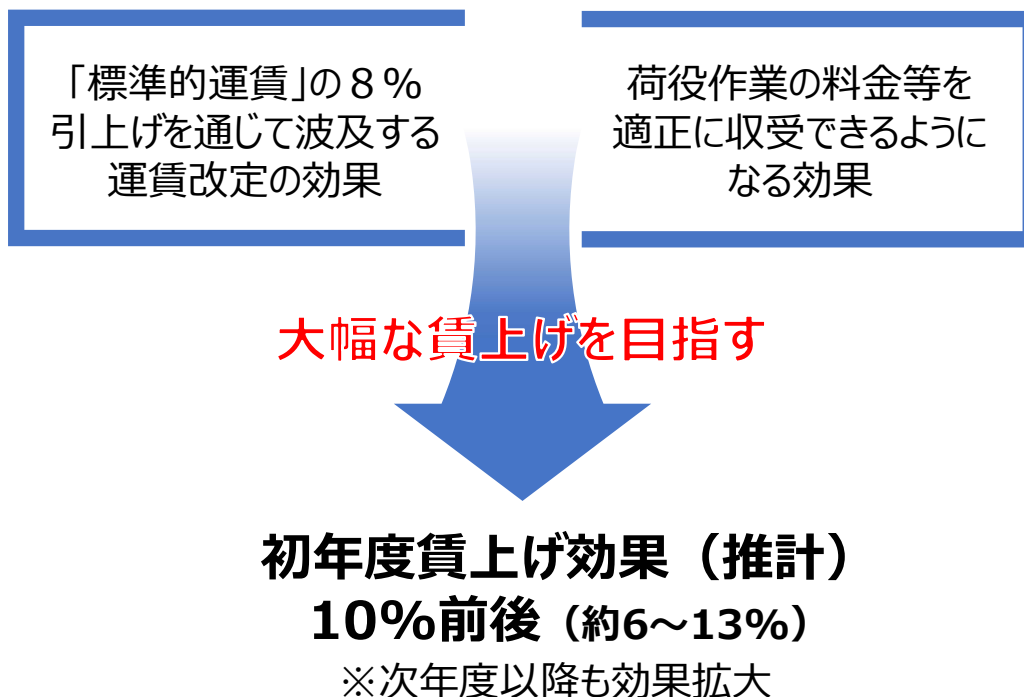
2024年初に**政策パッケージ全体**のフォローアップ

- 2023年6月に関係閣僚会議で決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」に盛り込まれた施策について、**2030年度までのロードマップを作成**するもの。
- 2030年度に見込まれる**34%の輸送力不足（施策なしケース）**を補うことを目指す。
- この中長期計画については、**毎年度フォローアップ**を行い、次期（2026～2030年度）の「総合物流施策大綱」を閣議決定するタイミングと合わせて見直し。

○施策による輸送力への効果

	2024年度	2030年度
必要輸送力	100	100
施策なしケース	▲14	▲34
施策による効果	+14.5	+34.6
うち荷待ち・荷役削減	+4.5	+7.5
積載率向上	+6.3	+15.7
モーダルシフト	+0.7	+6.4
再配達削減	+3.0	+3.0
その他 (トラック輸送力拡大等)		+2.0

○「標準的運賃」の引上げによる賃上げ効果（推計）



「標準的運賃」等の見直し① (R6.3.22国交大臣告示)

1. 荷主等への適正な転嫁

<運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ【運賃】
- 算定根拠となる原価のうちの燃料費を120円に変更し、燃料サーチャージも120円を基準価格に設定【運賃】

<荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、公共工事設計労務単価表を参考に、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算【運賃】

待機時間料

➡ 1,760円/30分 (4tクラス中型車)

積込料・取卸料

➡ 2,180円/30分 (4tクラス中型車) 機械荷役の場合
➡ 2,100円/30分 (4tクラス中型車) 手荷役の場合

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算【運賃】
- 標準運送約款において、運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を収受する旨を明記【約款】
- 「有料道路利用料」を個別に明記するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

2. 多重下請構造の是正等

<「下請け手数料」(利用運送手数料)の設定等>

- 「下請け手数料」(運賃の10%を別に収受) を設定【運賃】
- 元請運送事業者は、実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知することを明記【約款】

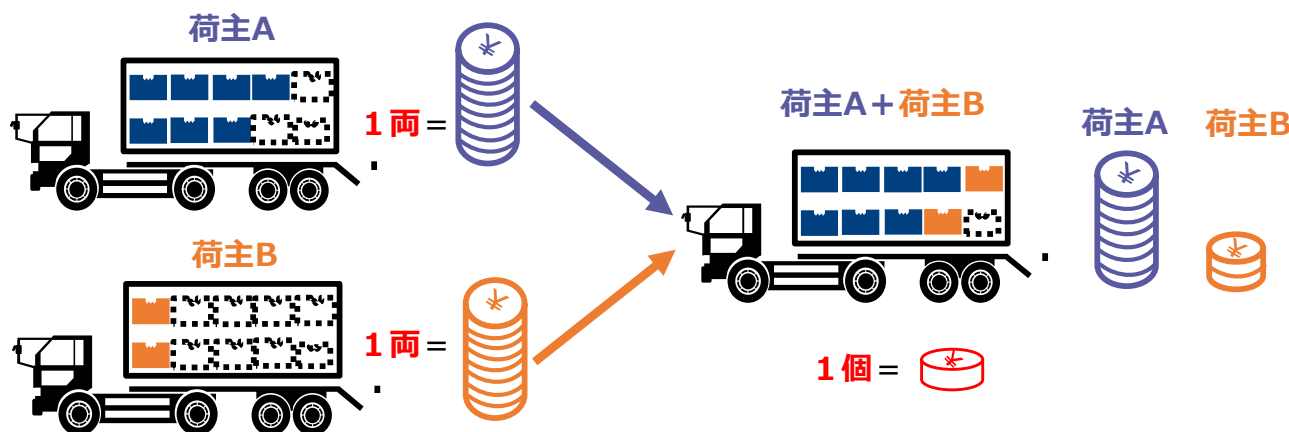
<契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した電子書面(運送申込書／引受書)を交付することを明記【約款】

3. 多様な運賃・料金設定等

<「個建運賃」の設定等>

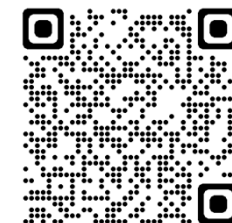
- 共同輸配送等を念頭に、**「個建運賃」を設定**【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の**「速達割増」**（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しない**ことによるドライバーの 運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

<その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等 5 車種の**特殊車両割増を追加**【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能**とする【約款】



国土交通省:「標準的な運賃」について

荷主の皆様

トラック輸送の新たな「標準的運賃」が 告示されました

トラック運送業は、他産業と比較して、長時間労働・低賃金の傾向にあり、運転従事者数が減少しています。この問題に対処するため、令和6年度より時間外労働の限度時間が設定されました。

ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないために、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境の改善に向けた「標準的運賃」にご協力をお願いします。



「標準貨物自動車運送約款」も同時に改正しています

運送契約の締結時に、附帯業務の有無、附帯業務料や燃料サーチャージなどを記載した書面の交付を必要としております。こちらについてもご理解とご協力をお願いいたします。



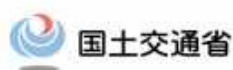
お願い

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して

トラック運送事業者に対して積極的に協議の場を設けるとともに、
トラック運送事業者からの申し出にご協力よりしくお願いいたします

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会は、発注者と受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動を12の行動指針として取りまとめました。当該指針では、「標準的運賃」などの公表資料に基づき、受注者側が提示する価格について、発注者側が尊重することなどが盛り込まれています。



農林水産省



公正取引委員会



詳しくは国土交通省HPをご覧ください。
新たな運賃・解説書に掲載しています。



トラック運送事業者の皆様

令和6年
3月

トラック輸送の「標準的運賃」が 告示されました

令和2年、トラック運送事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的運賃」制度を創設しました。

令和6年、燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、運賃水準の引上げ、荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について標準的水準、下請けに発注する際の手数料などの多様な運賃・料金を設定した新たな「標準的運賃」を告示しました。



標準的運賃の活用により期待される効果

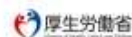
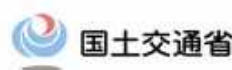
標準的運賃を参考として、自社での原価計算結果により事業継続に必要なコストに見合った対価を受取することで、

- ▶ ドライバーの賃金水準が引き上がり、労働環境の改善につながります
- ▶ 法令に則った事業の安定化を実現できます



お願い

物流の健全な維持・発展の為に、新たな「標準的運賃」を荷主との積極的な交渉に活用してください



農林水産省



公正取引委員会



詳しくは国土交通省HPをご覧ください。
新たな運賃・解説書に掲載しています。



標準的運賃のパフレット

新たな「標準的運賃」を告示しました

トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標である「標準的運賃」制度が、より活用し易い形に改正されます

国土交通省HPに「標準的運賃Q&A集」を掲載しております。新運賃適用の際にご参照ください。



標準的運賃の概要

I. 距離制運賃表

平均8%引上げ

単位：円

キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (12tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240

II. 時間制運賃表

平均8%引上げ

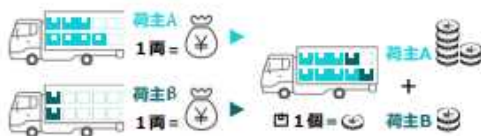
単位：円

種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (12tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	8時間制 39,380	46,640	60,090	76,840
	4時間制 23,630	27,980	36,050	46,100

参照：距離制運賃表、時間制運賃表（関東運輸局）より一部抜粋

III. 個建運賃

共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定



IV. 運賃割増率

▶ 速達割増等

リードタイムが短い運送の際の「速達割増」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定

- ▶ 休日割増（日曜祝祭日） 2割
- ▶ 深夜・早朝割増（22時～5時） 2割

▶ 特殊車両割増

冷蔵・冷凍車	小型車・中型車・大型車・トレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメント/ブルク車	大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割
化成品輸送車	大型車又はトレーラーの4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの5割以上

V. 待機時間/VI. 積込料・取卸料、附帯業務料

運送以外の役務を行う場合は、運賃とは別に料金として收受

	4tクラス中型車の例		合計2時間を超えた場合は、前増率5割を加算
待機時間料	1,760円/30分	※30分を超える場合	
積込料・取卸料	2,180円/30分（機械荷役の場合）	2,100円/30分（手荷役の場合）	
附帯業務料	運賃とは別に実費として收受		

VII. 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に收受（運賃から差し引くのではなく、運賃に上乗せして荷主から收受）

VIII. 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受

IX. その他実費として收受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

X. 燃料サーチャージ

120円を基準価格とし、軽油価格の変動に応じて設定できるよう、算出方法や燃料価格上昇テーブル等を提示

新たな料金表は国土交通省HPに掲載しています

トラック運送事業者の皆様へのお願い

- ・ 労務費や燃料費等のコストを運賃・料金として適正に收受できるよう、標準的運賃の考え方も参考に、原価計算を行いましょ。
- ・ 荷主等との運賃交渉の際に、標準的運賃を活用しましょう。標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、合理的な根拠があるものとして尊重すべきものとされています*。
- ・ 荷主等が運賃交渉に応じてくれない、運賃・料金を不当に据え置かれる等の場合には、トラックGメンによる是正指導の対象となる場合があります。全国のトラックGメンに情報をお寄せください。
- ・ 「点検整備の未実施」「最低賃金法に基づき定められた最低限度額より低い賃金の支払い」「社会保険への未加入」等は法令違反です。法令違反が確認された場合には、行政処分を行います。



トラックGメンウェブサイト



「標準的運賃」の活用を行い適切な運賃の收受へのご協力をよろしくお願いいたします

荷主の皆様へのお願い

- ・ トラック運送事業者が、運賃交渉の際に、標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、合理的な根拠があるものとして尊重してください*。
- ・ 荷主等が運賃交渉に応じない、運賃・料金を不当に据え置く、荷待ち・荷役の対価を支払わない等の行為は、トラックGメンによる是正指導の対象となる場合があります。
- ・ 荷主の皆様におかれては、トラック運送事業者の適正運賃收受に向けてご理解・ご協力をお願いいたします。

参照：労務費の適切な取替のための価格交渉に関する指針（令和5年11月、内閣府及び公正取引委員会）

「標準貨物自動車運送約款」の見直し(R6.3.22 一部改正)①

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第10条第3項に基づいて運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、国土交通大臣が定める「標準貨物自動車運送約款」と同一の内容を、自社の運送約款として定める場合は、国土交通大臣の認可を受けたものとみなされる。

このたび、物流の持続的な成長を確保するため、健全な事業運営のために必要な運賃を収受できる環境整備等を図る観点から、令和6年3月22日に標準貨物自動車運送約款等の一部改正（告示）を行い、令和6年6月1日から施行となった。

【標準約款の主な改正事項】 ※R6.3.22 国自貨第842号より

1. 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容の明確化等

改正前は、適正な運賃・料金の収受を目的として、待機時間、附帯業務等が規定されていた一方、「積み込み」「取卸し」等の業務は、「第2章 運送業務等」において規定されていた。このため、「積み込み」「取卸し」等の運送以外の業務については、「第2章 運送業務等」から分離し、第3章を「積み込み又は取卸し等」に改め規定することとした。また、これらの運送以外の業務が契約にないものであった場合、当該業務の対価を負担する主体についても不明確であったことから、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨を規定した。

2. 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面の交付

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、荷送人による運送の申込みやトラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がなかった。このため、運送を申込み荷送人、運送を引受けるトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）である運送申込書、運送引受書を相互に交付する旨を規定した。運送申込書、運送引受書について様式を例示。

3. 利用運送を行う場合における実運送事業者の商号・名称等の荷送人への通知等

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、利用運送を行う場合がある旨は規定されていたが、利用運送が行われた場合でも荷送人が実運送事業者を把握することは困難であった。このため、利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨を規定した。また、利用運送に係る費用は「利用運送手数料」として収受する旨を規定した。

4. 中止手数料の金額等の見直し

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、荷送人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、中止手数料を請求しないこととされていたが、実勢に応じて、当該中止手数料の金額等を見直すこととした。 具体的には、

- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 20 パーセント以内
- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 30 パーセント以内
- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 50 パーセント以内をそれぞれ収受できることとした。

【中止手数料について】

	見直し前	➡	見直し後
前々日	請求しない		20%以内
前日	請求しない		30%以内
当日	500円～3500円		50%以内

5. 運賃・料金等の店頭掲示事項のオンライン化

改正前の「標準運送約款」等では、「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」については、店頭に掲示することとされていたが、これらの事項を既に自社のウェブサイト等に掲載しているトラック運送事業者も多く存在する。また、特定の場所において書面で掲示されていた事項について、インターネットによる閲覧等を可能とし、利用者利便の向上を図る観点から、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により貨物自動車運送事業法が改正され、令和6年4月1日より、常時使用する従業員の数が20人を超えるトラック運送事業者については、原則として、運賃・料金等を店頭での掲示に加え、自社のウェブサイトにも掲載しなければならないこととされている。こうした状況を踏まえ、運賃・料金等の店頭掲示事項について、ウェブサイトに掲載する旨を規定した。

改正物流法の概要（R6.5.15公布）

流通業務総合効率化法（荷主・物流事業者に対する規制）

すべての事業者

- ①**荷主**（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模の以上の事業者

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（トラック事業者の取引に対する規制）

- 運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面**による交付等を**義務付け**。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

貨物自動車運送事業法（軽トラック事業者に対する規制）

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

1. 荷主・物流事業者に対する規制

【流通業務総合効率化法】

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

- ①**荷主***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

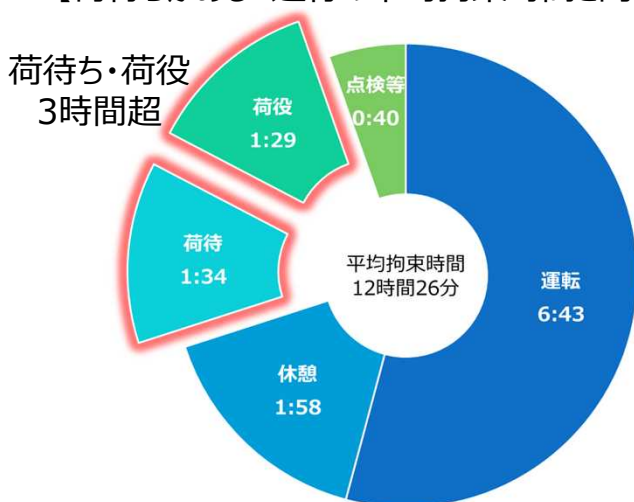
一定規模以上の事業者

- 上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

---【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】 --- 【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準】 --- 【荷主等が取り組むべき措置の例】 ---



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

取り組むべき措置	判断基準 (取組の例)
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制

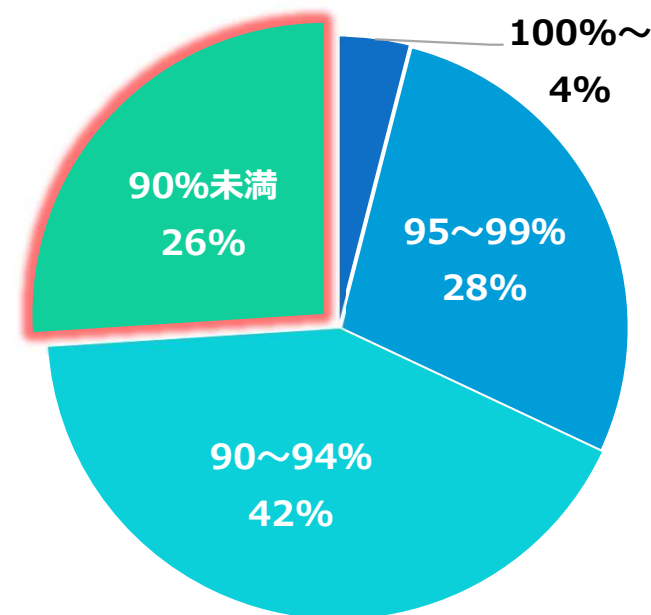
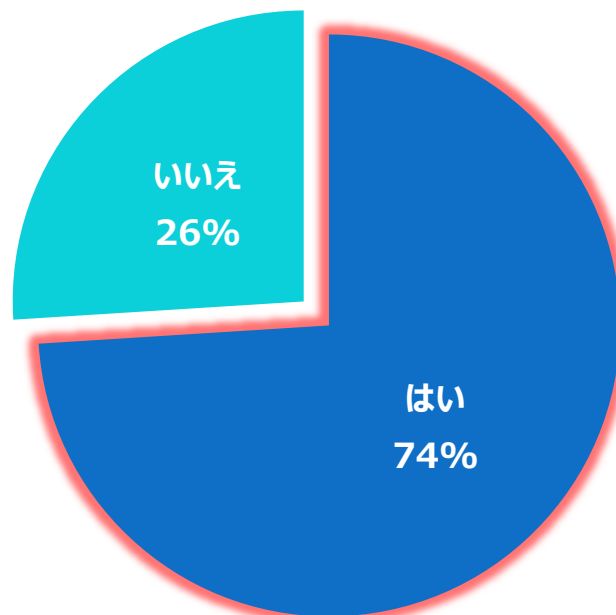
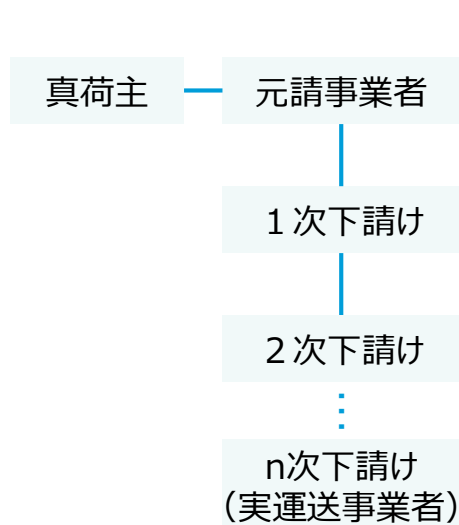
【貨物自動車運送事業法】

物流業界の**多重下請構造を是正**し、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（付帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面交付等**を**義務付け***。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

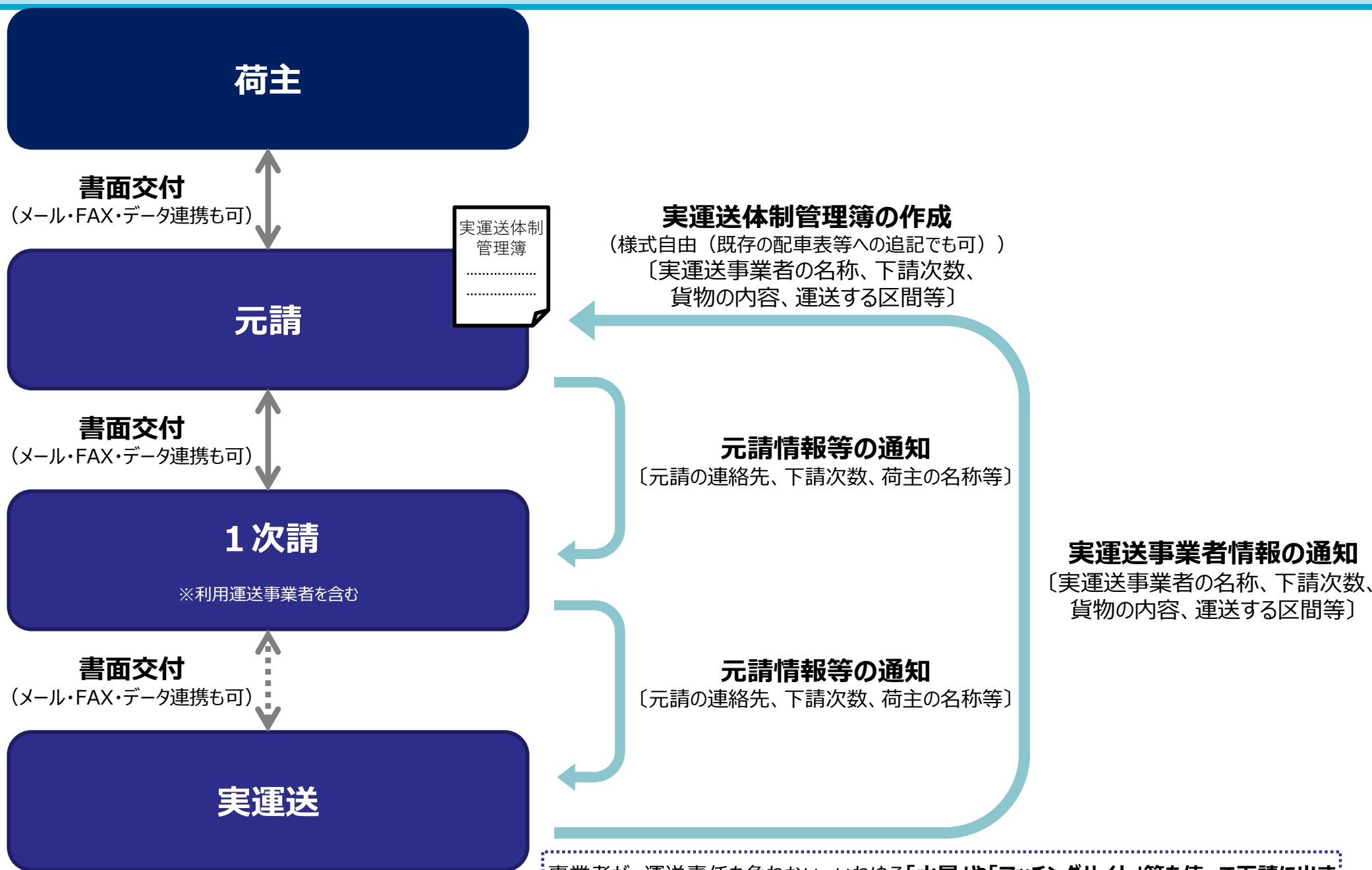
* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

----- 【多重下請構造のイメージ】 ----- 【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】 ----- 【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、
請け負った金額の概ね何%か】



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。
(令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

実運送体制管理簿の作成



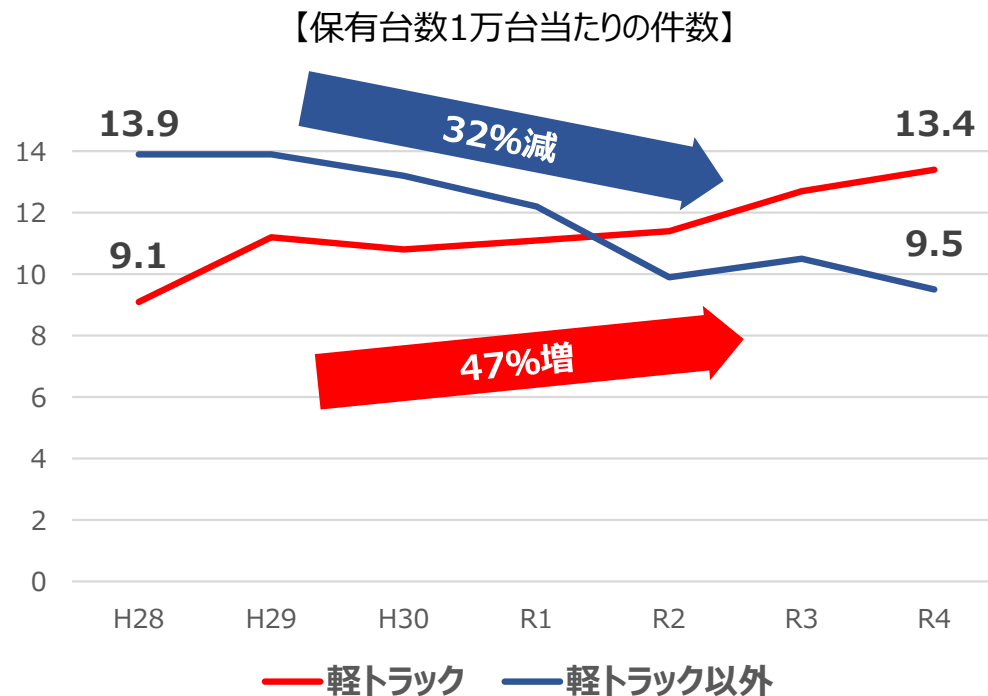
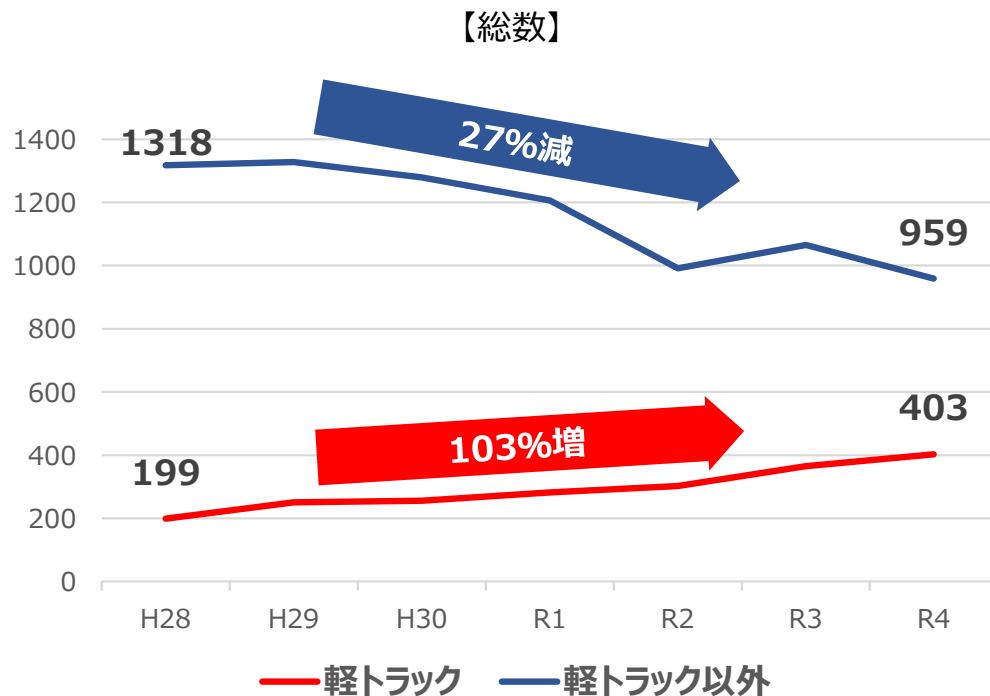
〔恒常的に下請行為を行う事業者に対しては、
管理規程の作成、責任者の選任を義務付け〕

事業者が、運送責任を負わない、いわゆる「水屋」や「マッチングサイト」等を使って下請に出す行為を行う場合も、当該事業者は、適正化に係る努力義務を負う
⇒ 監査やトラックGメンによるチェック

軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増（保有台数当たりの件数も5割増）。

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。
- 国交省による公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【事業用トラックの死亡・重傷事故件数の推移】



（（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」、（一財）自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」より）

三 二の実効性を担保するため、**国土交通省のトラックGメン、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会等、関係行政機関に加え、労働者団体を含む関係団体との更なる連携強化**を図るとともに、悪質な荷主等への監視を強化すること。また、**市場運賃を度外視した安価な運賃で事業者を募ることや、安価な運賃で事業を請け負うことに対する監視**を強め、その状況を踏まえ、「荷主至上主義」の実態から脱却するため、適切な規制措置を導入すること。さらに、当該関係行政機関等において情報収集と共有を図り、関係する荷主等に対し、違反行為を是正し再発を防止するため、**貨物自動車運送事業法を始め、独占禁止法、下請代金法など関係法令に基づく勧告・公表等を積極的に行う**こと。

四 国土交通省における**トラックGメンの機能を強化**し、荷主や元請事業者等への是正指導を徹底すること。これに向け、**全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用し、貨物自動車運送事業者からの情報収集や、荷主・元請事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完する体制**について、**調査員証の発行などにより、強化、明確化**を図ること。また、トラック運送事業の近代化や、物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、**トラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすることや、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の業務の拡大や体制の抜本強化**について検討を進めるとともに、官民一体での取組を一層推進すること。

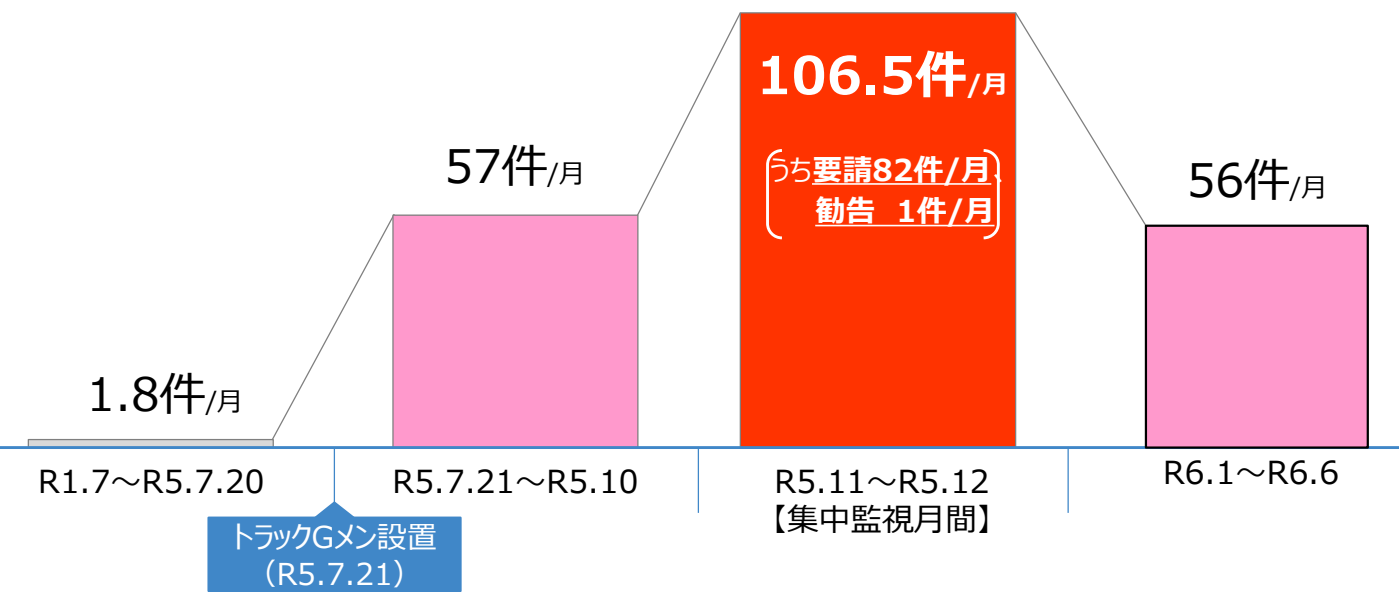
七 運送契約の書面及び実運送体制管理簿については、可視化のためのDXの推進やデータ等の規格統一を目指すこと。また、当該管理簿により可視化された多重下請構造の実態を分析し、その是正に向けて諸外国の規制事例等を参考にしつつ、必要な措置の検討を継続すること。また、検討の結果、更なる措置が必要と判断された場合には、下請次数を二次までとする規制を含め必要な措置を検討すること。加えて、新たに標準的な運賃の項目として設定された**下請手数料（利用運送手数料）の確実な収受**に向け、制度を周知し、浸透を図るとともに、**トラックGメン等による監視を徹底**し、併せて運賃収受等に係る実態調査を行うこと。

トラックGメンによる荷主等への是正指導の取組結果

- 「**物流革新に向けた政策パッケージ**」(令和5年6月)に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置(令和5年7月)。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「**働きかけ**」や「**要請**」を実施。
- **令和5年11月・12月**を「**集中監視月間**」と位置づけて取組を強化し、**初めての「勧告」(2件)**を実施(令和6年1月26日)したほか、「**働きかけ**」(47件)、「**要請**」(164件)による**是正指導を徹底**。
- 引き続きトラック事業者への**プッシュ型情報収集を実施**するとともに、要請を行った荷主等への**改善状況の確認のパトロール等を実施**。

トラックGメンの活動実績

<月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



働きかけ等の累計実施件数

- 勧告 : 2件 (荷主1、元請1件)
 - 要請 : 174件 (荷主88、元請81、その他5)
 - 働きかけ : 635件 (荷主423、元請193、その他19)
- ⇒ 計811件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (53%)
- 契約にない附帯業務 (16%)
- 運賃・料金の不当な据置き (13%)
- 無理な運送依頼 (8%)
- 過積載運送の指示・容認 (6%)
- 異常気象時の運送依頼 (4%)

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等については**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施**も含め厳正に対処。

トラックGメンの活動(令和6年6月末時点)

トラック事業者に対する
電話調査や訪問調査(全国)



荷主へのパトロール
(荷待ち状況の現地確認等)(全国)



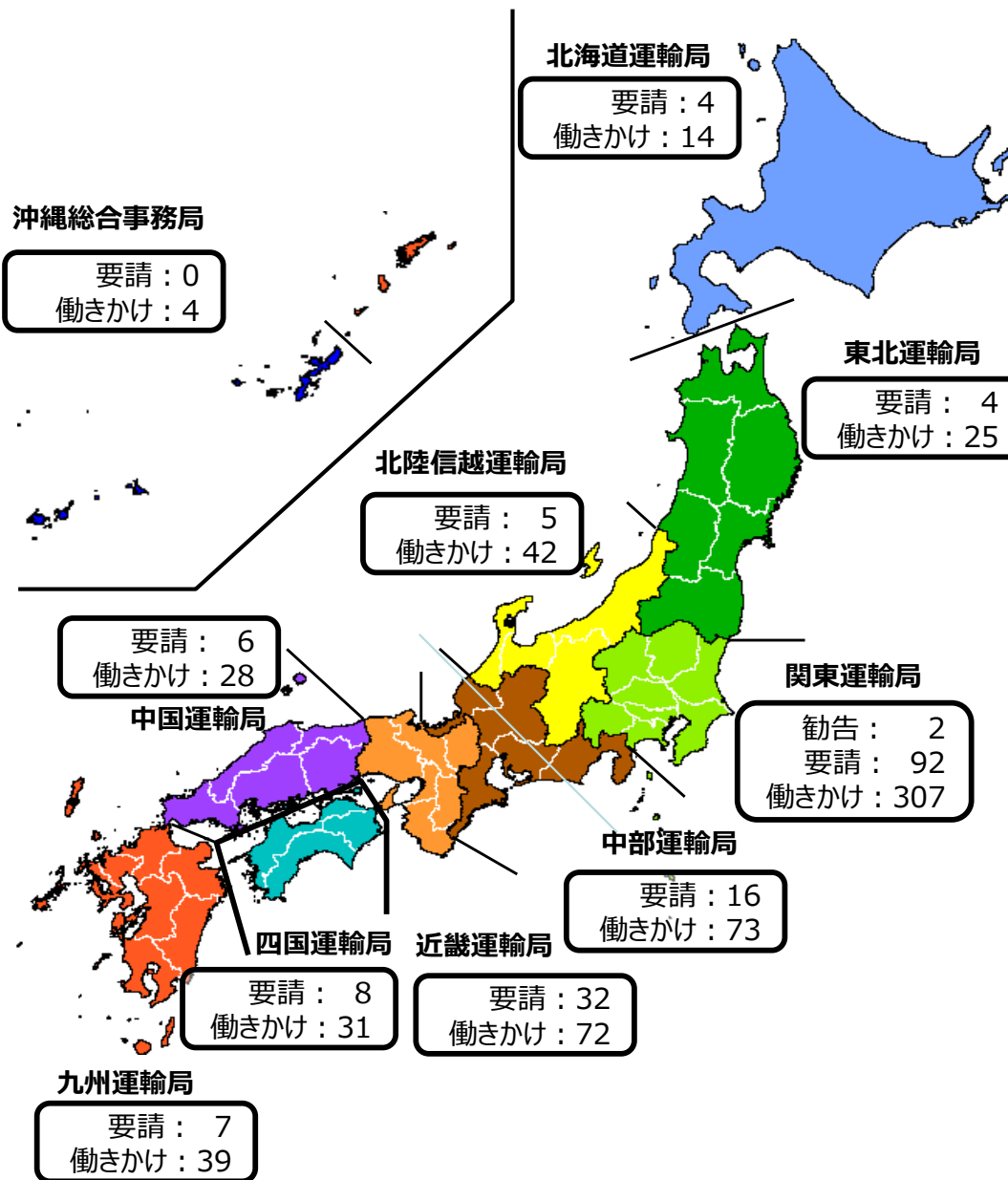
トラック事業者・荷主に対する説明会、
トラックGメンのチラシ配布(全国)



オンライン説明会の模様



〈ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数〉



トラックドライバーへのヒアリング
(中部・中国・九州)



トラックターミナル



高速SA、PA

【参考】

特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要

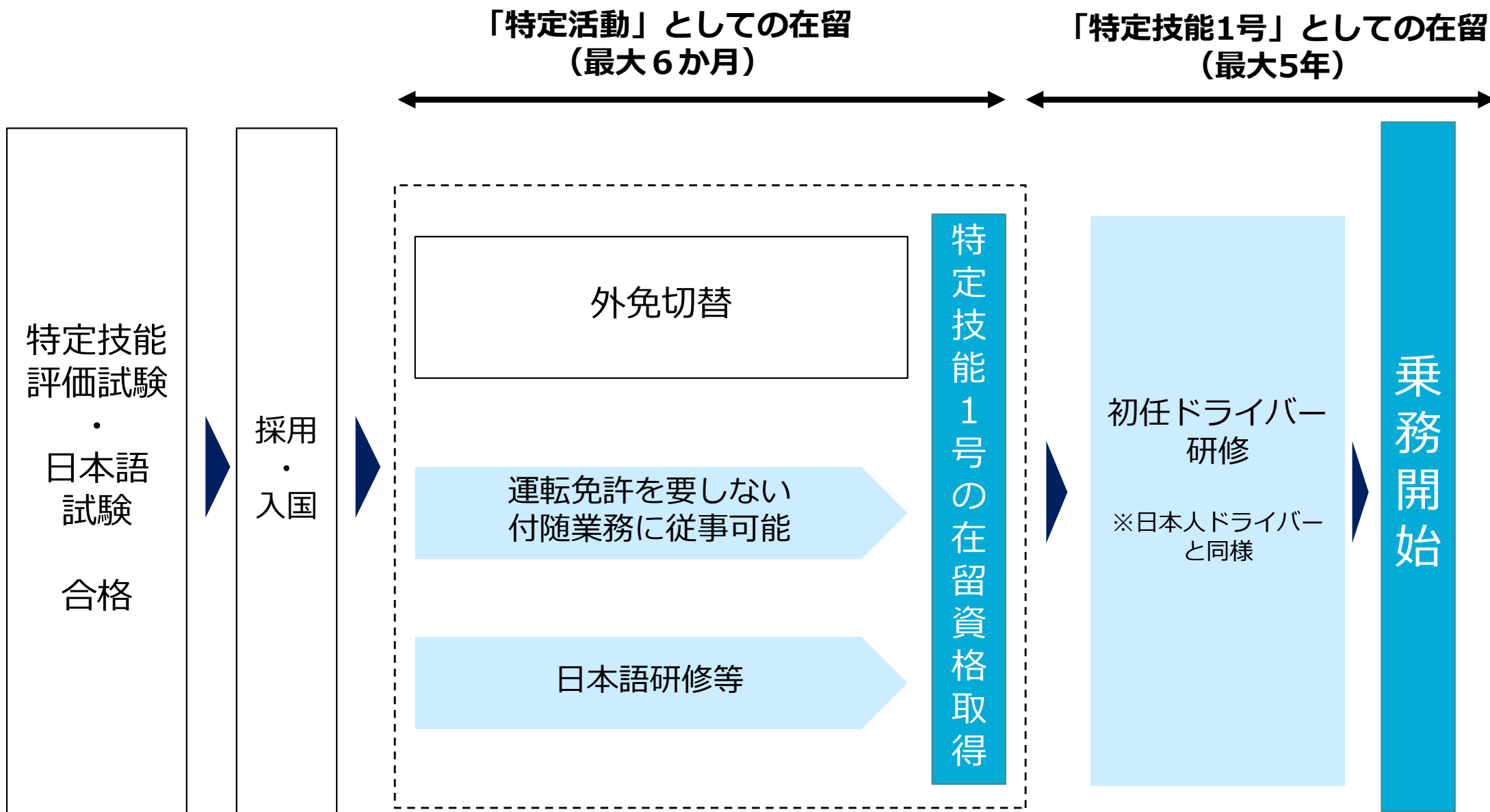
- 担い手不足への対応が喫緊の課題となっている**自動車運送業分野**（バス、タクシー及び**トラック運転手**）について、**特定技能制度※の対象分野への追加**を閣議決定（令和6年3月29日）。

※深刻化する人手不足への対応として、**生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況**にある産業上の分野に限り、**一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人**を受け入れる制度。

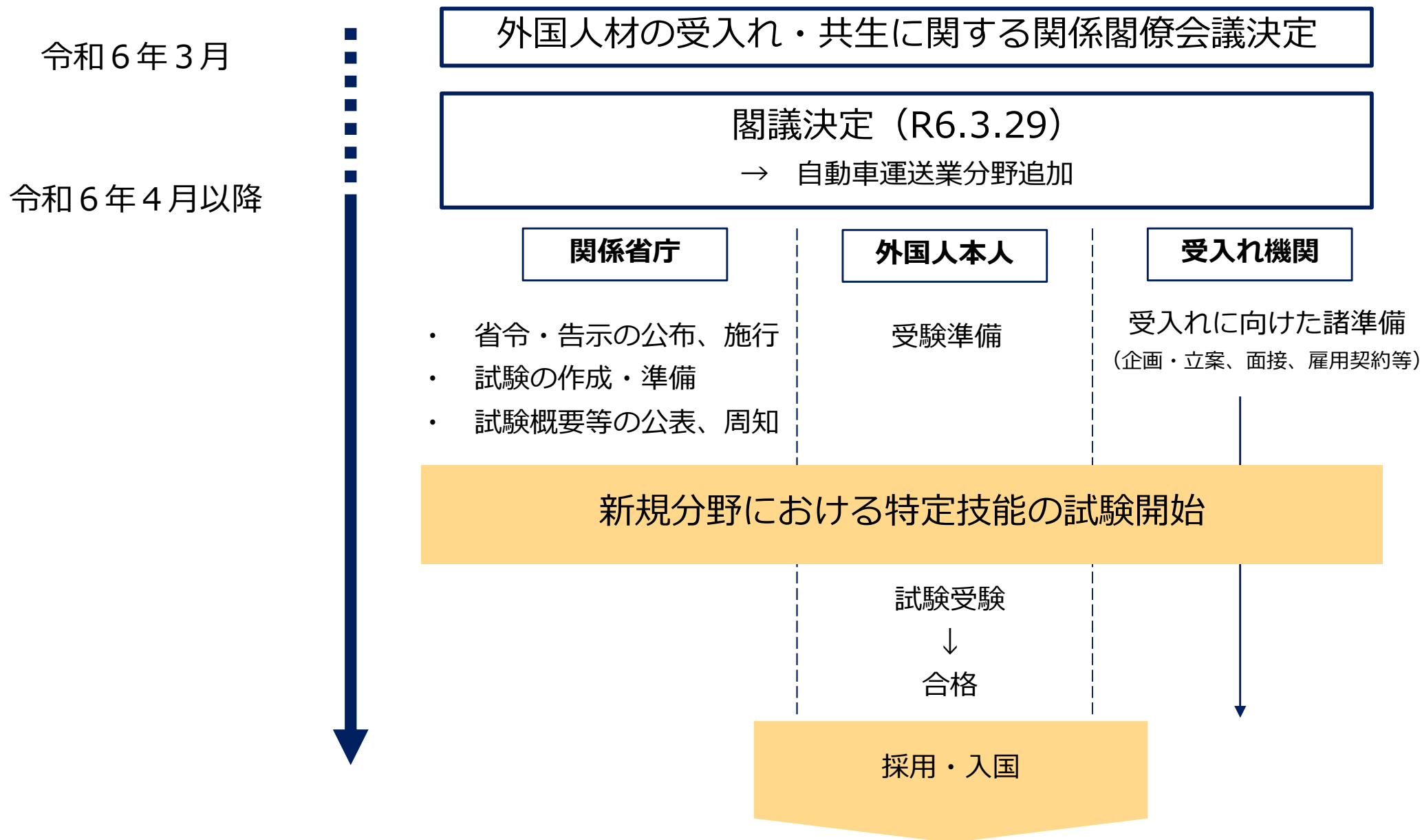
- 特定技能外国人の受入れに向けて、特定技能評価試験の実施に係る準備等を関係団体等と連携して進める。

	トラック	バス	タクシー
・受入れ見込数	2.45万人(総計)		
・主な業務内容	①運行業務 ②荷役業務	①運行業務 ②接客業務	
・技能水準	①第一種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(トラック)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(バス)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(タクシー)(※2)
<p>※1 日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」(バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。</p> <p>※2 特定技能評価試験は各業界団体及び実施者である(一財)日本海事協会において準備。</p>			
・日本語能力	・日本語能力試験N4 又は ・日本語基礎テスト 合格	日本語能力試験N3	日本語能力試験N3
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」 又は ・「Gマーク制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等

トラック運転手としての乗務開始までのプロセス



受入れ開始までのスケジュール



物流革新に向けた政策パッケージ関係予算（物流・自動車局）

R5年6月の「**物流革新に向けた政策パッケージ**」及び10月の「**物流革新緊急パッケージ**」に基づく抜本的・総合的な対策を図る。

R5補正+R6当初	
一般会計	160億円
財政投融资	322億円
自動車安全特別会計	9億円

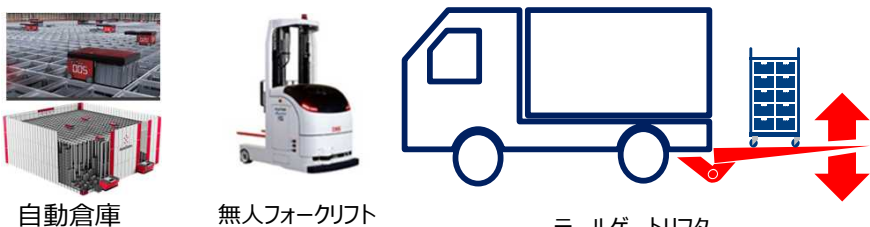
※政府全体としてのパッケージ関係予算の総額（R5補正+R6当初）

一般会計404億円、エネルギー対策特別会計506億円、自動車安全特別会計9億円、労働保険特別会計1億円、財政投融资322億円 他

① 物流の効率化

（R5補正：一般会計112億円+財政投融资200億円、R6当初：一般会計1.3億円+財政投融资122億円+自動車安全特別会計9億円）

【物流DX等による生産性向上・担い手の多様化の推進】



自動倉庫

無人フォークリフト

テールゲートリフター

【モーダルシフトの推進】



【物流拠点の機能強化】



非常用電源設備

【物流標準化の促進】



パレット



【物流GXの推進】



② 荷主・消費者の行動変容

（R5補正：一般会計45億円）

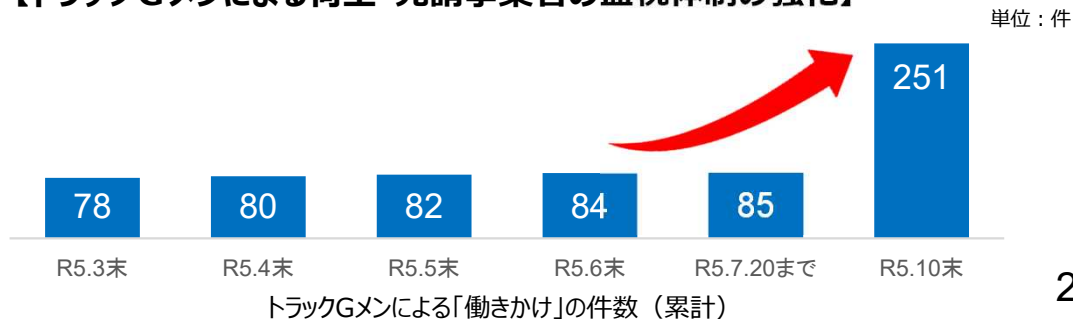
【宅配の再配達率を半減する緊急的な取組】



③ 商慣行の見直し

（R5補正：一般会計2億円、R6当初：一般会計0.3億円）

【トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化】



◎ 持続可能な物流の実現に向けた環境改善の取組

現状・課題

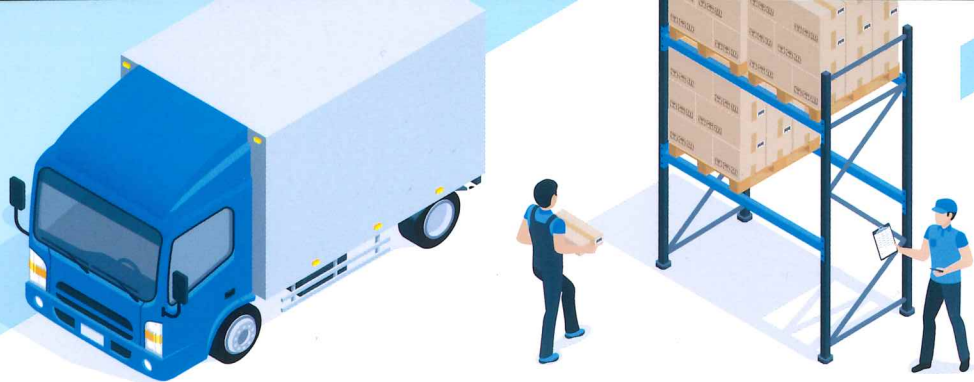
- 昨年度、セミナー等を活用した周知・啓発を実施。着荷主が課題との声もあり、荷主企業への周知・浸透に課題
- 時間外労働の上限規制が適用され、輸送手段（特にトラック運転者の人員）の確保が喫緊の課題
- 持続可能な物流の実現に向けた原資確保のため、適正運賃収受、価格転嫁に向けた環境整備を図る

取組みの方向性

- ①新法制等の改正事項の周知
- ②着荷主・元請への周知・啓発
- ③持続可能な物流の実現に向けた環境改善

具体的な取組み

- **協議会メンバーと連携した施策の周知・発信**
 - ・チラシの掲示、広報誌、SNS、メルマガ等による周知
- **荷主及び一般消費者をターゲットとした広報活動**
 - ・web広告、新聞広告、ラジオCM等
- **関係省庁・関係団体と連携したセミナー・説明会の実施**
 - ・5月27日に愛知県トラック協会と連携し運送事業者向けに、標準的な運賃・約款の改正等について説明会を実施
 - ・9月30日に荷主向けに関係団体と連携した「物流改善事例紹介セミナー」を実施
 - ・10月下旬に荷主向けに関係省庁、関係団体と連携した「持続可能な物流セミナー2024（仮称）」を実施
- **トラックGメンの取組強化**
 - ・プッシュ型情報収集の実施（各種会合における出張相談、トラックステーション等でのトラック運転者に対するヒアリング）
 - ・経産局、労働局等との連携（各機関が実施する説明会等でのトラックGメンの取組周知、荷主への合同ヒアリング）
- **人材確保の取組推進**
 - ・ハローワークと連携し、業界別セミナーを隔月で実施
 - ・就職面談会の開催（主催：愛知県トラック協会、共催：愛知労働局、愛知運輸支局、（一財）日本海事協会）



経験者も未経験も
積極採用中の企業

約**40**社
参加予定

愛知県トラック協会による

就職面談会



2024 **9**月**8**日 **日** 12:00 ▶ 16:00

入場
無料

入退場
自由

服装
自由

履歴書
不要

ウインクあいち 6階展示場

詳細や
お申込みは
コチラ



対象 大学等の卒業予定学生、第二新卒、既卒、若手社会人等就職、転職活動中の方

募集職種 物流管理、一般事務、ドライバー、倉庫作業、営業など

雇用形態 正社員・パート・アルバイト

来場特典

事前予約の上、予約完了画面を受付にご提示いただくと

1,000円分の
選べる電子マネーギフトをプレゼント!

事前予約は
こちら!



面談特典

当日のブース訪問社数に応じて

最大2,000円分の
選べる電子マネーギフトをプレゼント!

主催



一般社団法人
愛知県トラック協会

お問合せ

TEL 0561-65-3600 愛知県トラック協会 企画広報課

運営

学情

共催 中部運輸局 愛知運輸支局 / 一般財団法人日本海事協会 / 厚生労働省 愛知労働局



NAGOYA DX・生産性向上 アワード 2024

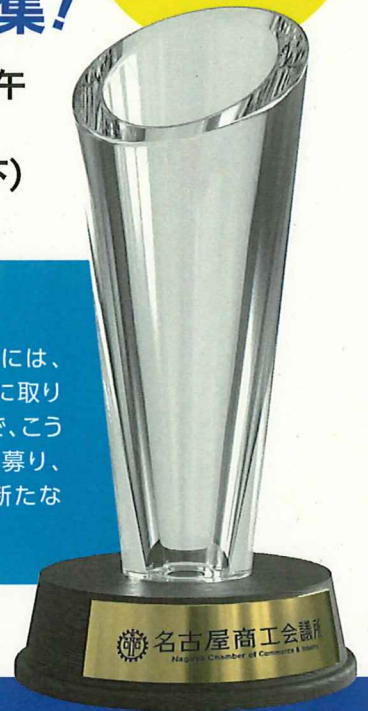
愛知・岐阜・三重の中小企業を対象に、
^{いま}
現在を乗り越え
明日へ向かう優れた取り組みを募集!

応募期間: 2024年6月3日(月)~8月26日(月)正午
応募対象: 東海エリア(愛知・岐阜・三重)に
本社を有する中小企業(資本金3億円以下)

受賞企業のうち、
最優秀賞1社
を決定!

NAGOYA DX・生産性向上アワードとは

深刻な人手不足に直面する中小企業が今後も持続的に発展するためには、デジタルテクノロジーの活用や様々な工夫・改善等による生産性の向上に取り組み、経営の合理化や付加価値の増大を実現する必要があります。そこで、こうした課題に先行して取り組む企業を東海エリア(愛知・岐阜・三重)から募り、他社の参考となる事例として顕彰するとともに広く発信することで、新たな知見やノウハウを共有し、参考として頂くことを目指します。



主催:  **名古屋商工会議所**
Nagoya Chamber of Commerce & Industry

お問い合わせ

▶ 主催事務局(名古屋商工会議所) 産業振興部 モノづくりユニット ▶ 運営事務局(株式会社LEO)

☎ 052-223-6750 ✉ awardpi@nagoya-cci.or.jp

✉ support@leopards.co.jp



応募のメリット

- ・自社の知名度・信用力が高まり、ビジネスチャンスの創出、事業の拡大、採用力の向上につながります。
- ・従業員の意欲や満足度、組織への求心力の向上が期待できます。

応募対象(対象企業)

東海エリア(愛知・岐阜・三重)に本社を有する中小企業(資本金3億円以下)。

- ・応募対象に該当する企業であれば、どなたでも応募することが可能です。
- ・応募フォームに記載された内容は、選考委員会*、および運営事務局に共有いたします。
- ・応募・選考で費用をいただくことはございません。また、DXへの取り組みは応募の必須条件ではありません。

* 選考委員会は、学識者、企業経営者、金融機関、運営事務局などにより構成します。

評価の観点(視点)

生産性向上に向けた取り組みを以下の2つの観点から総合的に評価します。

- ①入力(インプット)を減らす取り組み(=効率性の追求)
その取り組みによって、入力(コストや時間、人月等)をどれだけ減らせたか
- ②出力(アウトプット)を増やす取り組み(=有効性の追求)
その取り組みによって、出力(売上や利益をはじめ、企業の価値、顧客や従業員の満足等)をどれだけ向上できたか

スケジュール^{※1}

応募期間:2024年6月3日(月)→8月26日(月)正午

表彰式:2025年2月17日(月)

9月	10・11月	2025年1月	2025年2月17日	2025年2月18日
一次選考 (書類選考)	二次選考 (現地訪問)	最終選考 (5社程度を選出)	表彰式	DX・生産性向上 ワールド開催 ^{※2}

※1 上記スケジュールは予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※2 DX・生産性向上ワールドとは、企業の生産性向上に資する工夫やノウハウ、ソリューション等を紹介する展示会です。

応募方法

下記の応募フォームに必要事項を記入し、送信してください。

<https://answer.cci.nagoya/mono/?code=860fe231>

入力項目や記入方法に関し、ご不明な点等がある場合は、事務局までお問い合わせください。



<注意事項・その他> 応募内容の不備、事務局からの連絡に適切な対応がなされない、一定期間連絡が取れない等の場合には、審査対象から除外することがあります。応募内容の確認や質問、提出内容以外にも審査に必要な書類の提出を求められることがあり、事務局から応募者に対してご連絡をさせていただくことがあります。選考状況や受賞者発表前の候補者に関するお問い合わせはご遠慮ください。受賞された取り組みにつきましては、表彰式及びホームページ、PR冊子、マスコミ等で公開、各種ご協力をお願いすることがあります。